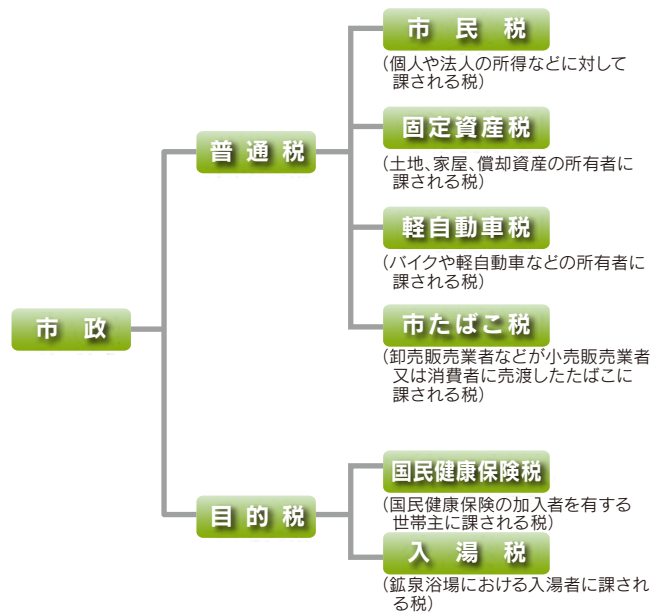




税金／住民税

市税の種類

税金は、社会を構成している市民一人ひとりに負担していただくもので、市民の皆さんの生活や健康を守り、住みよいまちづくりを進めるための大切な資金です。



集合徴収…市・県民税(住民税)

個人の市・県民税は毎年1月1日現在、鹿島市に居住している人に対し、前年の所得に基づき均等割・所得割が課税されます。また、住所のない方でも、市内に事務所・家屋敷を有する場合には、均等割が課税されます。

均等割とは

地域社会の費用の一部を、広く均等に負担していただくものです。

所得割とは

所得税と同じく所得を基準として、その能力に応じて負担していただくものです。

市・県民税の税額の計算については、税額の計算方法をご覧ください。

税額の計算方法

●均等割

市民税 3,500円

県民税 2,000円

※県民税のうち500円は、佐賀県森林環境税です。

●所得割

所得割は下記の計算方法によって算出します。

(前年中の所得－所得控除)×税率(※)－
(調整控除・税額控除等)＝所得割

※税率は市民税6%、県民税4%となっており、それぞれ別に計算します。

市・県民税が課税されない人

以下の要件を満たす場合は、市・県民税は課税されません。

●均等割と所得割が課税されない人

1. 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
2. 障がい者、未成年、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人

●均等割が課税されない人

1. 前年の合計所得金額が28万円以下の人
2. 扶養親族がいる場合は、次の算式で求めた金額以下の人
(控除対象配偶者＋扶養親族の数＋1)×
28万円＋16万8千円

●所得割が課税されない人

1. 前年の総所得金額等が35万円以下の人
2. 扶養親族がいる場合は、次の算式で求めた金額以下の人
(控除対象配偶者＋扶養親族の数＋1)×
35万円＋32万円

公的年金からの特別徴収制度について

個人住民税(市・県民税)の公的年金からの特別徴収(引き落とし)について、公的年金受給者の納税の便宜を図るため、平成21年10月より開始されました。

特別徴収制度の導入は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

●公的年金からの特別徴収(引き落とし)対象者について

その年の4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる個人住民税の納税義務がある人が対象となります。ただし、以下の人については、対象なりません。

●介護保険料が年金から特別徴収(引き落とし)されていない人

●引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人など

●特別徴収(引き落とし)の対象となる公的年金とは

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等が対象となります。障がい年金および遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の特別徴収(引き落とし)はされません。

●特別徴収(引き落とし)される税額について

特別徴収(引き落とし)される個人住民税は、公的年金所得の金額から計算された個人住民税額分のみで、給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税額分は、これまでどおり給与からの引き落とし、または普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただくことになります。

税金／住民税

●特別徴収(引き落とし)が中止になる場合は

特別徴収(引き落とし)開始後、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収(引き落とし)が中止となり、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくことになります。

セルフメディケーション税制

平成30年度(平成29年分)の申告から医療費控除の特例を適用することができます。

制度の趣旨

セルフメディケーション税制とは、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進め、セルフメディケーション(自主服薬)を推進する観点から施行されるものです。

また、スイッチOTC医薬品とは、これまでは処方箋がないと使用できなかった医療用医薬品の中から、使用実績があり、副作用の心配が少ないなどの要件を満たした医薬品について、薬局やドラッグストア等で店舗販売できる一般医薬品に転換(スイッチ)された医薬品です。

※類似した商品でも、対象のものと対象外のものがあるので、注意が必要です。

制度の内容

自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入費用を支払った場合において、その年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の金額(その金額が88,000円を超える場合は、88,000円が上限)について、当該年分の総所得金額等から控除します。

適用期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入したスイッチOTC医薬品が対象になります。

対象商品

薬局等で購入できる一部医薬品。

※詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。

注意点

- 前年中に、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けている人が対象となり、健診等を受けたことを明らかにする書類の提出、または提示が必要になります。なお、健診等にかかった費用についてはスイッチOTC医療費控除の対象になりません。
- 従来の医療費控除同様、スイッチOTC医薬品の購入金額が分かる領収書等の提出または提示が必要になります。
- 医療費控除とスイッチOTC医療費控除を併用して適用できません。

税金／固定資産税

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産(これらを「固定資産」といいます。)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。

対象となる資産

- 土地
田、畑、山林、宅地、池沼、原野、雑種地など
- 家屋
住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など
- 償却資産
事業のために用いることができる構築物、機械装置、器具備品、車両(ただし、自動車税、軽自動車税の対象となるものは除きます。)など

固定資産税を納める人(納税義務者)

固定資産税を納める人は、原則として毎年1月1日現在に市内に固定資産を所有している人です。具体的には、次のとおりです。

- 土地
登記簿に所有者として登記されている人
 - 家屋
登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
 - 償却資産
償却資産課税台帳に所有者として登録されている人
- ※ただし、所有者として登記(登録)されている人が死亡している場合等には、その固定資産を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となります。

固定資産税の税率と免税点

●税率 固定資産税 1.5%

●免税点

市内に同一の所有者(共有の場合は共有名義ごと)が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

●土地…30万円

●家屋…20万円

●償却資産…150万円

【お問い合わせ】

税務課 TEL 0954-63-2118

税金／固定資産税

固定資産税(前ページからの続き)

建物を新築・増築・改築した場合

住宅、店舗、納屋、車庫などの家屋を新築・増築・改築した人は、新たに固定資産税が課税されます。

●固定資産税(家屋)について

固定資産の評価は、地方税法第388条第1項の規定により、総務大臣が告示する「固定資産評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続」によって行わなければならないとされており、1月1日現在に存在する家屋について、固定資産税が課税されます。新築・増築・改築された家屋については構造や使用資材等を調査し、「固定資産評価基準」により評価額を算出します。

●固定資産税の対象となる家屋とは？

固定資産税が課税される家屋は、不動産登記法における「建物」と同義であり、家屋の認定基準も、原則として不動産登記規則第111条の規定に準じます。

不動産登記規則第111条は、建物を「屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、地に定着した建造物であってその目的とする用途に供し得る状態にあるもの」と規定し、「①外気分断性」「②土地への定着性」「③用途性」の3つを要件としています。

●改築された建物について

新築・増築のほか、壁を取り払って柱や骨組み(く体)だけになるような大規模な改築(リフォーム)の場合も、固定資産税の評価の対象となります。

●現地での家屋評価(家屋調査)について

固定資産税の基礎となる評価額を算出するため、建物工事完了後、税務課職員が現地調査を行いますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談の上、当該家屋に伺います。

評価には通常1～2時間かかります(建物の構造によって異なります)。

平日の9時～16時頃までの時間帯を目途にご都合のよい時間をご連絡ください。

家屋調査は各部屋(押入れ・クローゼットも含む)ごとの仕上げなどを確認させていただきますので、ご了承ください。また、事前に建築図面などをお借りする場合があります。



建物を取り壊した場合(解屋届のお願い)

家屋の一部または全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある人は、来年度からはその解体部分は、課税の対象から除かれますので、ご連絡ください。

届け出がない場合、翌年以降もそのまま課税される場合がありますので、確実にご連絡いただきますようお願いいたします。

登記されていない建物

登記されていない建物(未登記家屋)について売買または贈与、相続等で所有者が変更になった場合は税務課への届け出が必要です。届け出がない場合、翌年以降も元の所有者の建物として課税されますので、確実に届け出をお願いします。

登記されている建物があっても、増築部分や付属の建物等、一部未登記の場合がありますので、相続等で所有者が変更になる場合は、未登記の建物がないか、ご確認の上、届け出をお願いします。

償却資産の申告は1月31日までに

償却資産とは、会社や農業・漁業・商工業を営んでいる人が、その事業のために使用している土地・家屋以外の事業用資産(機械・器具・備品など)のことを指し、この償却資産は固定資産税の課税対象となります。所有者は、毎年1月1日現在で所有している償却資産を1月31日までに申告してください。

ただし、自動車や原動機付自転車、小型特殊自動車のように、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除かれます。

太陽光発電設備に係る固定資産税

事業の用に供している太陽光発電設備は、発電出力や売電の有無にかかわらず、課税対象となり、償却資産の申告が必要です。

また、住宅用として設置している10kW以上の太陽光発電設備についても、売電するための事業用資産として課税対象となるため、償却資産の申告が必要です。



【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

税金／国民健康保険税

国民健康保険税

国民健康保険は、皆さんが病気やケガなどをしたとき安心して医療を受けられるように、保険料を出し合い、お互いの医療負担を軽減するための保険です。

当市では地方税法に基づき、保険料を国民健康保険税として徴収しており、医療給付だけでなく、出産育児一時金や葬祭費などの給付に充てるための財源となっています。

●国民健康保険税を納める人は

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主(納税義務者)に納めていただきます。これは、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同様です。

●国民健康保険税の構成について

国民健康保険税は、医療保険、後期高齢者支援金、介護保険納付金の3分野で構成されています。

医療保険(被保険者全員)

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うために納めていただきます。

後期高齢者支援金(被保険者全員)

疾病リスクの高い後期高齢者の医療費を国民全体で支えるため、国民健康保険の被保険者(現役世代)の保険料を、後期高齢者医療制度の財源へ支援金として負担するために納めていただきます。

介護保険納付金(40歳から64歳までの被保険者)

介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの人)は、介護保険事業に要する費用に充てるために納めていただきます。

●国民健康保険税の決め方

国民健康保険税の具体的な計算方法は、鹿島市国民健康保険税条例により定められています。

●国民健康保険税の計算

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成されています。年間の保険税は、それぞれの税額を、**所得割額(A) + 均等割額(B) + 平等割額(C)**で算出して合計した額となります。

	①医療分	②広域高齢者支援金分	③介護納付金分
所得割額(A)	国民健康保険加入者ごとに所得金額から33万円を差し引き、税率を掛けた金額		
均等割額(B)	加入者数に均等割額を掛けた金額		
平等割額(C)	1世帯あたり決まった額		

年間の国民健康保険税額
= ①(A+B+C) + ②(A+B+C) + ③(A+B+C)

低所得世帯に対する保険税の減額(7割・5割・2割軽減)

低所得世帯に対して保険税の負担軽減を図るために、世帯の所得や被保険者数に応じて、保険税の平等割と均等割を減額する措置があります(所得割の減額はありません)。

ただし、世帯内に国民健康保険に加入していて、確定申告または住民税申告をしていない人がいる場合は軽減がかりませんので、申告が必要な人は申告をしてください。

●軽減判定時期

賦課期日(4月1日)現在での世帯の所得および被保険者数により判定を行います。そのため、年度途中における被保険者の増減は加味されません。

ただし、賦課期日後に新たに納税義務が発生した場合(転入・社保離脱等)や、年度当初から国保税が課税されていたが、世帯主変更等で納税義務者が変更になる場合は、その時点で判定を行います。

●軽減判定を行う際の所得金額

軽減判定を行う際の所得金額は、営業・農業・給与・不動産・雑・総合譲渡所得の合計金額(基礎控除33万円を差し引く前)です。

なお、株式や不動産の譲渡による所得、生命保険の満期による所得等も所得になります。

※軽減判定時点で65歳以上の人の年金所得は、上記の計算後、さらに15万円を控除した金額となります。

【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

ちょっと
ブレイク

納税義務者が死亡したら？

納税義務者が亡くなられた場合、その市税について賦課徴収および還付に関する書類を受領する代表者を選任していただき、「相続人代表者(変更)届」を税務課に提出していただく必要があります。

しかし、この届け出は、市税の納税通知書や納付書の送付先を決定するものであり、不動産登記簿上の権利者を変更するものではありません。不動産登記簿の相続手続きは、武雄法務局での手続きとなります。

いずれにしても、亡くなられた場合は様々な手続きが必要になりますので、分からない事は気軽に市役所にお尋ねください。



税金／国民健康保険税

国民健康保険税(前ページからの続き)

●**年度途中で国民健康保険へ加入・喪失された場合の計算**
年度途中で国民健康保険への加入または喪失をされた場合、国民健康保険税は月割で計算します。

また、月割で計算しているため、月の途中で国民健康保険に加入した場合はその月から課税になり、月の途中で喪失した場合はその月の前の月まで課税になります。

なお、「国民健康保険に加入した日」とは、加入する届け出をした日ではなく、鹿島市の国民健康保険以外の健康保険から鹿島市の国民健康保険に加入する資格を取得した日(他市区町村からの転入や会社の健康保険を辞めた時等)や出生した日をいいます。

そのため、本来は国民健康保険に加入する届け出をしていなければならないにもかかわらず届け出をしていないと、最長3年度分遡って課税することになり、一度に高額な保険税が課税されますので、届け出は速やかにお願いします。

年度途中で加入された場合

国民健康保険税年税額÷

$$\frac{12\text{月}\times\text{加入した月から3月までの月数}}{=}\text{納める国民健康保険税額}$$

上記の計算で納める国民健康保険税額を算出し、残りの納期限で割り振った金額を納めていただきます(納期は6月から翌年3月まで)。また、課税を開始するのは届け出の翌月からになりますので、届け出の翌月に増額した旨の更正通知書を世帯主に送付します。

(例)9月10日に加入し9月中旬に届け出をした場合
年税額÷12月×7月分=納める税額

10月に増額した旨の更正通知書を送付します。9月から翌年3月までの税額を10月から翌年3月までに納めていただきます。

年度途中で喪失された場合

国民健康保険年税額÷12月×(4月から喪失した月の前の月までの月数)=納める国民健康保険税額

上記の計算で納める国民健康保険税額を算出し、今までに納めた国民健康保険税額と比較し、多く納めている場合は還付、少ない場合は納税していただきます。世帯で複数の方が、国民健康保険に加入しており、そのうち一人が喪失をした場合は、喪失した月以降の税額を再計算し、届け出の翌月に減額した旨の更正通知書を世帯主に送付します。

(例)10月25日に喪失し10月中旬に届け出をした場合
年税額÷12月×6月分=納める税額

11月に減額した旨の更正通知書を送付します。

【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

非自発的失業者に対する軽減

倒産・解雇などによる離職や雇い止めによる離職をされた人を対象に、国民健康保険税が軽減されます。

対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間に失業等給付を受ける65歳未満の人のうち、ハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが下記の人。

解雇などによる離職

11番・12番・21番・22番・31番・32番(特定受給資格者)

雇い止めなどによる離職

23番・33番・34番(特定理由離職者)

軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、その本人の前年の給与所得を30/100とみなして行います。(所得割や7割・5割・2割軽減に関係してきます)

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き軽減対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

申請方法

軽減を受けるには申請が必要です。下記のものを持って鹿島市役所保険健康課国保係へ申請してください。

- 雇用保険受給資格者証(離職理由コードが11番・12番・21番・22番・23番・31番・32番・33番・34番のもの)
- 国民健康保険被保険者証(保険証)
- 世帯主の印かん

【お問い合わせ】

税額に関すること 税務課 TEL 0954-63-2118

申請に関すること 保険健康課 TEL 0954-63-2120

税務証明手数料

交市 付民 す課 る窓 も口 ので	●所得証明	1枚につき300円
	●課税証明	※証明事項、税目、年度の異なるごとに1件
	●納税証明	※軽自動車の納税証明は無料
	●評価証明	
交税 付務 す課 る窓 も口 ので	土地	5筆ごとに300円
	建物	3棟ごとに300円
	●字図・台帳等の閲覧	1件につき300円
	●その他の諸証明	1件につき300円
交税 付務 す課 る窓 も口 ので	●住宅用家屋証明書	1枚ににつき1,300円

税金／軽自動車税

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に課税されます。

納税義務者

毎年4月1日現在、主たる定置場が鹿島市内にある軽自動車等の所有者(リース車の場合はその所有者)に課税されます。年度の途中(4月2日以降)に廃車した場合でも、その年度の税金は納めていただくことになります。

※月割での納付や還付などは行っておりません。

納税方法

毎年5月中旬に市役所から送付される納税通知書により納期内に年税額をお納めいただきます。納付は最寄りの金融機関、コンビニエンスストアをご利用ください。

また、納税通知書兼領収書は※『納税証明書』となり、車検時に必要ですので、車検証と一緒に大切に保管してください!

※口座振替をご利用の方の『納税証明書』につきましては、車検対象車両のみ6月中旬以降に送付されます(車検に急ぎ必要場合は窓口交付可)。

年税額

●原動機付自転車

総排気量が50cc以下のもの(ミニカー除く)	2,000円
総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円

●軽自動車

二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
二輪で総排気量が250cc超えのもの	6,000円
三輪で総排気量が660cc以下のもの	3,900円
四輪以上のもの(総排気量が660cc以下のもの)	

(1)乗用・営業用	6,900円
(2)乗用・自家用	10,800円
(3)貨物・営業用	3,800円
(4)貨物・自家用	5,000円

●小型特殊自動車

農耕作業用(耕運機・トラクター・コンバイン等)	2,400円
その他(フォークリフト等)	5,900円

●重課税について

グリーン化(環境への負担軽減)を進める観点から最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車(電気自動車等を除く)については、平成28年度からおおむね20%の重課となりました。

●グリーン化特例(軽課税)について

平成27年4月から平成31年3月までに新規取得した三輪、四輪の軽自動車、その燃費基準を満たす車両は、当該検査を受けた日の属する年度の翌年度のみ、軽自動車税が軽減されます。

申告手続き

軽自動車等を取得した人は、その日から15日以内に、廃車や譲渡により所有者でなくなった場合は、30日以内に下記の区分により申告してください。

登録手続き

●新規購入の場合・・・所有者の印かん・販売証明書

●名義変更・譲渡の場合

(市内⇒市内)・・・新所有者の印かん・譲渡証明書

(市外⇒市内)・・・新所有者の印かん・譲渡証明書・

旧ナンバープレート

●市外からの転入の場合・・・所有者の印かん・旧ナンバープレート

※譲渡証明書は、譲る人・譲り受ける人の双方の住所・氏名・印かんが必要です。

廃車手続き

●廃車申告書の提出が必要です。

●車両を廃棄する場合・・・印かん・ナンバープレート

●市外へ転出(市外の人へ譲渡)・・・印かん・ナンバープレート

●車両が盗難に遭った等・・・印かん・盗難届け出証明書 等

※ナンバーを紛失された場合、紛失の状況等の聞き取りを行います。

※盗難にあった場合は、警察へ盗難届を提出してから廃車手続きを行ってください。盗難届の受理内容(警察署名・受理番号・受理年月日)の記入が必要です。

※いずれの申告も代理の人が行う場合は、身分証明書(免許証等)を確認します。

軽自動車税の減免

身体障がい者等の移動のために所有している軽自動車については、一定の要件を満たす場合に限り、軽自動車税の課税を減免する制度があります。

減免の要件

●身体障がい者が18歳以上の場合は、本人所有(使用)であること。※18歳未満や精神に障害をお持ちの人の場合は生計を同じくする人の所有する車でも可。

●普通車(県税)の減免を受けていない。または他の軽自動車で減免を受けていないこと。※この制度は、身体障がい者等1人につき1台に限られています。

●障がいの程度による減免の判定基準については、市のホームページまたは税務課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

税務課 TEL 0954-63-2118

税金の納付

市税の納期

市では「市・県民税(住民税)」、「固定資産税」、「国民健康保険税」の3税を合わせて納めていただく集合徴収方式となっています。

その集合徴収と軽自動車税の納期は以下のとおりです。

●集合徴収……6月から翌年3月までの10回に分けて納付書を発送します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
		1期	2期	3期	4期
10月	11月	12月	1月	2月	3月
5期	6期	7期	8期	9期	10期

●軽自動車税…毎年4月1日現在で年1回課税。

●納期 5月末日

※集合徴収の納期限は各月の末日です。ただし、各期納期限が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日が納期限となります。また、7期(12月)は28日が納期限となっています。

※軽自動車税の納期限は5月31日です。ただし、納期限が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日が納期限となります。

納付方法

納税には、「金融機関やコンビニエンスストア、税務課窓口で納付」、「口座振替」、「特別徴収」があります。市では、便利で納め忘れがない口座振替をお勧めしております。

※口座振替日は、集合徴収と同じ各月の末日ですが、土日祝日の場合は金融機関の前営業日となっています。

※特別徴収…給与や年金から税金を天引きして、事業所や年金事務所(厚生労働省)が納付することです。給与からの天引きは住民税、年金は住民税と国民健康保険税があります。

税金を納期限までに納めないとき

税金を納期限までに納めないと、督促手数料や延滞金がかかります。さらに放置しますと、財産(預金、給与、年金、不動産等)が差し押さえられるなど「滞納処分」を受けることになります。

【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

還付金詐欺

医療費・保険料の還付金詐欺にご注意ください

還付金詐欺が全国で多発しています

公的機関の職員を名乗り、医療費や保険料の還付金の名目で、お金を銀行などにあるATM(現金自動預払機)で振り込ませようとする事件が全国で多発しています。

市の職員が医療費などの還付について、電話でATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

もし、不審な電話があった場合には、指示に従わず相手の氏名・電話番号を聞き、保険健康課までお知らせください。

手口の流れ

犯人らは、社会保険事務所の職員や、自治体職員、税務署員を装って電話をかけ、

・医療費 ・保険料 ・税金

が還付されます等、払いすぎたお金が返還されるかのよう

に偽ります。

▼
ATMのある場所に行ってそこから電話をするように誘導

▼

被害者がATMのある場所に行ってそこから電話すると

▼

「私の指示通りにATMを操作してください」

等と言葉巧みにATMを操作させます。

お金が還付されるものと思いながら操作しても、実際は本人が気がつかないうちに、他人(犯人)の口座にお金を振り込んでいます。

対策は

- ・還付金をATMで返還することは絶対にありません。
- ・「携帯電話」を持って「ATM」へと言われたら還付金詐欺です。
- ・相手の言った電話番号を鵜呑みにせず、電話帳などで自分で電話番号を確認して関係機関に問合せましょう。

消費生活相談

還付金詐欺を含め、契約トラブル、クレジットやサラ金、詐欺、架空請求、悪質商法など消費生活に関すること

相談日時

相談受付時間 9時30分～12時、13時～16時

相談日の目安

毎週月・金曜(年末年始、祝日を除く)

会場

市民会館1F サロン

【お問い合わせ・予約先】
商工観光課 TEL 0954-63-3412

生涯学習

各種生涯学習の事業を展開しています

鹿島市では、子どもからお年寄りまで、気軽に参加できる様々な生涯学習プログラムを開催しています。

詳しい内容は、毎月発行し、市内全世帯に配布している生涯学習案内情報誌「エイブルの木」をご覧ください。

また「広報かしま」にも一部案内しています。

エイブルの木



広報かしま



高齢者の生きがい対策

●老人クラブ

老人クラブは、60歳以上の人々が地域で自主的に作られた会員組織で、高齢者教室や講演会、奉仕作業など生きがいと健康づくりの活動を行っています。

【お問い合わせ】 鹿島市老人クラブ連合会
TEL 0954-62-3390

陶芸教室

陶芸を通じて、教養を深め仲間づくりや生きがいづくりを目指します。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

公民館は地区の生涯学習を応援します。

鹿島、北鹿島、浜、七浦、古枝、能古見の各地区公民館も、地区内での生涯学習を応援します。お気軽にご相談ください。お問い合わせ先は9ページに掲載しています。

シルバー人材センター

高齢者(おおむね60歳以上)が身につけた能力を生かし、働くことを通して、人とのふれあいや生きがいを高めるために会員組織として運営されています。仕事内容は、屋外の一般作業、技術を必要とする分野又は、事業分野など臨時的、短期的な仕事を引き受け、会員に提供します。

【お問い合わせ】 鹿島市シルバー人材センター
TEL 0954-63-0970

まちづくり出前講座

まちづくり出前講座は、みなさんの疑問や知りたいことに答える生涯学習の一つのシステムです。

講師は、市役所の職員が中心となって実施しています。中には、外国人や県庁職員等の外部講師が出向き、県と連携し実施している講座もあります。講座内容や時間、開設方法等についてご不明な点は、生涯学習課へお問い合わせください。みなさまのご利用をお待ちしております。

利用できる団体

市内に在住・勤務・在学している人で、原則10人以上で構成されている団体・グループです。ただし、特定の政治・宗教・営利を目的とした催しについては、講師を派遣できない場合があります。

申込方法

講座開催予定の1か月前までに、生涯学習課社会教育・文化係へ申込書を提出してください。

なお、申込後に日程などの調整を行う場合があります。

講座内容

「まちづくり出前講座メニュー」から、希望の講座を選んで申込を行ってください。

メニューにない場合は、ご相談ください。

詳しくは、市のホームページでご確認いただくか、生涯学習課にお尋ねください。

開催時間と場所

平日の9時から17時までの間で、2時間以内となっています。場所は、市内に限ります(公民館や集会所など)。

会場の手配や準備、会員への周知などは、申込団体でお願いします。

講師料

無料です。



【お問い合わせ】 生涯学習課(教育委員会)
TEL 0954-63-2125





～肥前名所は祐徳稲荷 運と福との授け神～

祐徳稲荷神社

日本3大稲荷のひとつに数えられ、年間約300万人もの参拝客で賑わいます。創建は江戸時代の1687年で、商売繁盛・家運繁栄などの御利益で知られます。総漆塗り極彩色の壮麗な社殿は、鎮西日光とも称されます。

●恋愛成就の岩崎社



ハート型の恋絵馬がたくさんかかる岩崎社は、縁結びの神様。鳥居の額縁にもハートマークがたくさん。恋愛だけでなく、仕事の縁も結んでくれるありがたい神様です。

●祐徳門前商店街



神社へ続く約400mの参道には、お土産物屋やお食事処が軒を連ね、参拝客をおもてなしします。春には風情ある桜並木が訪れる人の目を楽ませてください。

●命婦社



本殿横の命婦社は19世紀初頭の社殿建築で、かつては神社の本殿だった建物です。一間社流造りで、数々の彫刻もみごとことから、県の文化財に指定されています。

●日本庭園の四季

春牡丹や桜、アジサイや朝顔など、四季色とりどりの花々が咲き誇る日本庭園は、秋にはみごとな紅葉で色づきます。四季を感じながらゆっくりと散策できます。



●枯れない水鏡



神社の創始者である鹿島藩3代藩主夫人の萬子姫が、毎日この水鏡をのぞいてその日の運勢を占ったと伝えられます。水不足の時でも枯れない、不思議なスポットです。

●基聖寛蓮の碑



平安時代に当代随一の基打ちとして「基聖」と呼ばれた寛蓮の出身地にちなんで、神社外苑には記念碑が建っています。毎年5月末頃祐徳本因坊大会も開催されます。

歴史と伝統

●鹿島城跡・旭ヶ岡公園

鹿島藩鍋島家の居城跡で、かつての城門である赤門と大手門のほか、堀や石垣、周辺の武家屋敷が面影を伝えています。城内の旭ヶ岡公園は県下有数の桜の名所で、多くの花見客で賑わいます。



●蓮蔵院

平安時代創建の真言宗御室派の古刹です。堂内に安置されている重要文化財の3体の仏像は、黄金の輝きを放ち、往時の繁栄を今に伝えています。



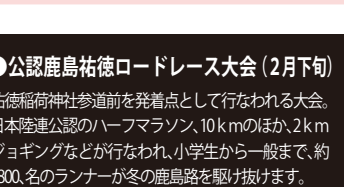
●誕生院

真言宗の中興で新義真言宗の祖、興教大師覺鑑上人の誕生の地です。境内には四季折々の草花が美しいほか、会館内の正覚庵では名物でま豆腐やヘルシー料理も楽しめます。



●普明寺

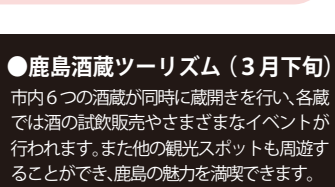
1677年に建てられた、鹿島藩鍋島家の菩提寺です。中国風の建築様式を色濃く残す黄檗宗の寺院で、裏山には歴代藩主の墓場が整然と建ち並んでいます。



●面浮立と伝承芸能



鬼面を被り勇壮に舞い踊る面浮立は、佐賀を代表する伝承芸能で、鹿島に最も多く伝承されています。このほか、市内には80を超える芸能が伝承されていて、五穀豊穡や自然への感謝を込めて、各地の神社などで奉納されます。



年間の主なイベント

●ふな市（1月19日）

二十日正月に食べる郷土料理ふなこぐい（鰯の昆布巻き）の材料となる鰯を売る全国的にもめずらしい市が、前日の早朝に立ちます。早朝から大勢の人でにぎわいます。



●初午祭（2月最初の午の日）

京都伏見に稲荷神が鎮座した日にちなんだ稲荷神社の縁日。境内では神楽のほか面浮立や獅子舞など郷土芸能の披露もあり、終日大勢の人でにぎわいます。



●公認鹿島祐徳ロードレース大会（2月下旬）

祐徳稲荷神社参道前を発着点として行なわれる大会。日本陸連公認のハーフマラソン、10kmのほか、2kmジョギングなどが行なわれ、小学生から一般まで、約1800名のランナーが冬の鹿島路を駆け抜けます。



●鹿島酒蔵ツーリズム（3月下旬）

市内6つの酒蔵が同時に蔵開きを行い、各蔵では酒の試飲販売やさまざまなイベントが行われます。また他の観光スポットも周遊することができ、鹿島の魅力を満喫できます。



●旭ヶ岡公園桜まつり（3月下旬～4月上旬）

一目5千本とも言われる県下有数の桜を求めて、大勢の花見客で賑わいます。桜まつり期間中はライトアップされ一味違う夜桜を楽しむことができます。



●つつじまつり（4月下旬～5月上旬）

祐徳稲荷神社外苑の東山公園では、5月になると一目5万本のツツジの花が斜面をうめつきます。下から仰ぎ見ると圧倒されるような景観が楽しめます。



●鹿島ガタリンピック（5月下旬～6月上旬）

有明海の広大な干潟を舞台に繰り広げられる干潟のオリンピック。泥だらけのユニークな競技に会場内は笑いの渦。出場申込は即日定員になるほどの大人気です。



●沖の島まいり（旧暦6月19日）

提灯で飾り立てられた多くの船が、有明海沖の岩礁「沖の島」に向け、鉦や太鼓を打ち鳴らしながらいっせいに船出します。雨乞いや航海の安全を祈願するお祭りです。別名おしまさん参り。



●浜中町八本木宿(酒蔵通り)

浜川左岸に広がる町並みです。江戸～明治にかけて、酒造などの醸造業を中心に発展し、大型の酒蔵や武家屋敷、洋風建築など多彩な建物が、変化ある町並みを形成しています。



●浜庄津町浜金屋町(茅葺きの町並み)

浜川右岸に広がる町並みです。江戸時代から商人や船乗り、鍛冶屋や大工が暮らし、にぎわっていました。細い路地や茅葺きと棧瓦葺きの町屋が密集した町並み特徴です。



●継場

江戸時代の建物で、宿場間の荷物等を中継する拠点でした。馬をつないだ鉄輪や帳場が残っています。現在観光案内所として、肥前浜宿散策の拠点となっています。



●臥竜ヶ岡公園(事比羅神社)

浜川の河口を見下ろす高台に設けられた事比羅(金毘羅)神社は、古くは臥竜城と呼ばれる城跡でもありました。現在、公園が整備され約150本の桜をゆっくり楽しむことができます。



～歴史と風情あるまちなみをぶらり散策～

肥前浜宿

有明海を臨む浜川河口の町として栄え、江戸時代は長崎街道多良往還（多良海道）の宿場町として豊かな町並みがつくられました。2つの重要伝統的建造物群保存地区で形成されており、それぞれ特徴のある町並みを散策できます。

●まちなみガイド

見どころいっぱいの肥前浜宿を「まちなみガイド」がご案内します。地元ならではの話をまじえ、旅の思い出づくりのお手伝いをします。



●旧乗田家住宅

酒蔵通りから少し裏に入った所にある武家屋敷です。江戸時代末期に建てられた鹿島藩士の旧宅で、広い敷地とクド造りの茅葺屋根が特徴です。市の重要文化財に指定されています。



鹿島酒蔵ツーリズム

※「酒蔵ツーリズム」は佐賀県鹿島市の登録商標です。



●地酒…鹿島の酒は、世界でも数々の賞を受賞しています。蔵元が魂を込めた美酒の一滴は、芳醇な香りと深い味わいの逸品です。

●6蔵同時蔵開き

3月末には、市内酒蔵の同時蔵開きに合わせ、肥前浜宿で「花と酒まつり」、祐徳門前商店街で「祐徳門前春まつり」など、市内各所で多彩なイベントが開催されます。各会場を巡る循環バスも運行されます。



●天野酒造
主要銘柄は「竹の園」「肥前蔵心」。事前予約により、酒蔵見学が可能。試飲・販売あり。



●馬場酒造場
主要銘柄は「能古見」「芳薫」。酒蔵見学は不可。販売あり。



●幸姫酒造
主要銘柄は「幸姫」。観光酒蔵。予約不要で常時酒蔵見学が可能です。試飲・販売あり。



●峰松酒造場
主要銘柄は「肥前浜宿」「王将」。観光酒蔵。予約不要で常時酒蔵見学が可能です。試飲・販売あり。



●光武酒造場
主要銘柄は「光武」「金波」。酒蔵見学は不可。事前予約により蔵元のお話が聞けます。試飲・販売あり。



●富久千代酒造
主要銘柄は「鶴島」。酒蔵見学は不可。事前予約により蔵元のお話が聞けます。



～自然の恵みにいだかれる～

有明海と多良岳

豊穡の海 有明海は、日本一の干満差 (6m) を誇り、
広大な干潟が広がる生き物の宝庫です。
背後にそびえる多良岳山系は、県立自然公園でもあり、
豊富な地下水の源です。
海と山に囲まれた豊かな自然を体感してください。

●干潟体験

干潟に面する道の駅鹿島では、ムツゴロウなど干潟の生き物になりきって、泥んこで遊んだり、ガタスキーに乗ったりできます。シャワー施設完備で、団体の体験にも対応しています。(ミニガタリンピック)



●干潟の生き物



干潟の生き物の代表ムツゴロウ。大きな目玉で泥の中からひょいと出てくる姿は愛嬌たっぷりです。

●たなじぶ漁・むつかけ漁体験



有明海と干潟特有の生き物は、捕る方法もユニーク。道の駅鹿島では、「たなじぶ」と「むつかけ」という代表的な漁をインストラクターの手ほどきを受けながら体験できます。

●道の駅鹿島

有明海の干潟が一望でき、生き物を展示する干潟展望館。直売所では地元の新鮮野菜や魚介類、お土産が豊富に揃う。カキ焼きやバーベキューなどで一年中楽しめる道の駅です。



●佐賀県最高峰経ヶ岳

県内最高峰の経ヶ岳 (1076m) の登山口は、奥平谷キャンプ場の入口にあり、シーズンには登山客でにぎわいます。頂上までは2時間ほど、帰りは近くの温泉で疲れを癒しましょう。



●奥平谷キャンプ場・自然の館ひらたに

鹿島から大村市へ向かう国道444号線沿い、多良岳自然公園内には2つの宿泊施設があります。夏の避暑や登山、多良岳山系の豊かな自然を満喫する拠点として人気です。



●平谷渓谷・能古見峡

中木庭ダムの上流、平谷に湧き出る清流と新緑・紅葉の美しい渓谷があり、そこに位置する平谷物産直売所の水汲み場は、県内外から多くの人が訪れる名水スポットです。



お土産・グルメ



●**ごみ人形**…土鈴の素朴な音色で、魔除けや開運の人形として多くの人に親しまれている郷土玩具。これまでに数回、干支の人形が年賀切手のデザインに採用されています。



●**鹿島錦**…縦糸に上質な金銀の箔紙を、横糸に色とりどりの絹糸を使った手織りの工芸品です。その繊細で優美な織物は日本手工芸の極致と呼ばれる芸術品です。



●**有明のり**…日本一の海苔として全国にその名を知られる有明海産の海苔。有明海の最大6mにも及ぶ干潟の差を利用してつくられる、極上の逸品です。



●**有明海の幸**…有明海には珍しい生き物たくさん。ムツゴロウやワラスボ、クチソコ、シオマネキなど見た目はユニークですが味は絶品。有明海のグルメをぜひご賞味ください。



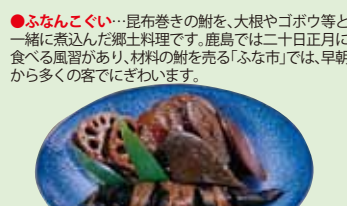
●**稲荷ようかん**…佐賀県の特産品である羊羹の中でも、異彩を放つ稲荷ようかん。紙筒に入った羊羹を下から押し出して、糸で好きな大きさに切って食べます。祐徳門前名物です。



●**浮立面**…面浮立の踊り手「かけうち」が被る鬼面で、地元の面師によって制作されています。魔除け飾りや、記念品などの土産としても人気の逸品です。



●**みかん**…有明海のやさしい潮風をあびてたわわに実るみかんは、10月～2月にかけてシーズンを迎えます。丹精込めて育てられた鹿島みかんは甘くてジューシーな味わいです。



●**ふなんこくい**…昆布巻きの鮎を、大根やゴボウ等と一緒に煮込んだ郷土料理です。鹿島では二十日正月に食べる風習があり、材料の鮎を煮火で豪快に網焼きして、冬の味覚を堪能しましょう。



●**カキ焼き(海道)**…海岸沿いの国道207号は、冬場になるとたくさんのカキ小屋が建ち並ぶグルメ街道になります。新鮮なカキを直火で豪快に網焼きして、冬の味覚を堪能しましょう。

※お土産は、JR肥前鹿島駅構内の「鹿島市観光物産センター」でもお買い求めいただけます。(一部商品は取り扱っておりません)

●鹿島おどり (8月上旬)

昭和37年の大水害からの復興を願って始まった、市民総参加の踊り。「鹿島一声浮立」「鹿島節」「鹿島小唄」の3曲で、踊り手の熱気とかけ声が町を包みます。



●かしま伝承芸能フェスティバル (9月第2日曜日)

伝承芸能の宝庫、鹿島市ならではのイベント。市内外の各地域に伝わる面浮立や獅子舞などの芸能が祐徳稲荷神社の境内に一堂に会し、披露されます。



●秋の蔵々まつり (10月下旬～11月上旬)

肥前浜宮では、夏越しの日本酒「ひやおろし」の時期に合わせてイベントを開催します。酒蔵を中心に、アートや音楽、さまざまなイベントが開催されます。



●お火たき (12月8日)

祐徳稲荷神社で300年以上続く新嘗祭の夜の神事。この御神火にあたりと病が治り、罪穢れが清められると言われています。鹿島市特産品まつりも同時開催されます。



ラムサール条約湿地「肥前鹿島干潟」

「肥前鹿島干潟」がラムサール条約湿地に登録されました

平成27年5月29日に「肥前鹿島干潟」がラムサール条約湿地に登録されました。

肥前鹿島干潟は、塩田川と鹿島川の2つの河口に面する干潟であり、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な渡りの中継地および越冬地になっています。

■ラムサール条約について

正式名称:「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」

1971年にイランのラムサールにおいて同国政府主催で開催された「湿地および水鳥の保全のための国際会議」において採択されたため、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれています(1975年12月21日に発効)。

■条約の三つの柱

湿地は、さまざまな生き物の生息地として重要なばかりではなく、私たちの暮らしを支えている貴重な資源です。

ラムサール条約は、国際協力によって、湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)を進めていくことを目的としています。その手段として交流学習を進めることが必要です。

●保全・再生

私たちの生活環境を支える重要な生態系として、将来にわたって幅広く湿地の保全と再生を呼び掛ける。

●賢明な利用

湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを積極的・持続的に活用する。(ワイズユース)

●交流・学習

湿地の保全・再生や賢明な利用のために、湿地の働きや重要性について理解する機会をつくり、関係者が互いに情報や経験を共有し、連携・協力する仕組みを設ける。

特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地および、そこに生息・生育する動植物の保全およびワイズユース(持続可能な利用)を進めることを目的としています。

■肥前鹿島干潟について

1. これまでの経緯

平成14年3月に「鹿島新籠海岸」の名称で、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」のもとでの「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク(シギ・チドリ類)」に参加しました。

2. 肥前鹿島干潟に飛来する渡り鳥たち

秋から春にかけてチュウシャクシギなどのシギ・チドリ類が約30種程度渡来します。他にも、絶滅が危惧されているクロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモといった希少な鳥類が飛来しています。渡り鳥たちは潮の干満に合わせて移動し、干潟の生物を採食したり、堤防や波打ち際で休息をとっています。また、見晴らし台には、野鳥観察ができるように望遠鏡2台が設置されています。



ラムサール条約



チュウシャクシギ
東アジア地域個体群の個体数
55,000羽(1%基準値550羽)



ズグロカモメ
東アジア地域個体群の個体数
7,100～9,600羽(1%基準値85羽)

【お問い合わせ】

ラムサール条約推進室

TEL:0954-63-3416 FAX:0954-62-3717

市内マップ



肥前浜宿拡大図



肥前浜宿



有明海沿岸MAP



[車で市内移動めやす]	
←約 5 分→	鹿島城跡・旭ヶ岡公園
←約 10 分→	祐徳稲荷神社
←約 10 分→	肥前浜宿
←約 15 分→	道の駅鹿島
←約 25 分→	奥平谷キャンプ場
JR 肥前鹿島駅	
←約 5 分→	肥前浜宿
←約 10 分→	道の駅鹿島
←約 25 分→	奥平谷キャンプ場
祐徳稲荷神社	